

安全保障理事会決議 1818

2008年6月13日、安全保障理事会第5911会合にて採択

安全保障理事会は、

キプロスにおける国際連合の活動に関する2008年6月2日の事務総長報告書(S/2008/353)を歓迎し、

同島の支配的な状況に照らして、UNFICYPを2008年6月15日以降も維持することが必要であることにキプロス政府が同意したことを留意し、

解決を見出す責任はまず最初にキプロスの人々自身にあり、包括的解決を模索するすべての当事者によって十分に用いられなければならない決定的な進展となる重要な機会が、現在において存するという事務総長の断固とした確信に同調し、キプロス紛争および同島の分断の当事者を包括的および持続性のある解決へともたらず支援における国際連合の主要な役割を留意し、

特に国際連合の取り組みに十分にかつ誠実に支援し従事する新たな政治的意欲を明らかにし、また関連する安全保障理事会諸決議に記された政治的に平等な二集団、二地区の連邦に関して、およびさらなる文民および軍人の信頼醸成措置を審議する指導者の公約を再確認し、3月21日の合意および2008年5月23日の共同声明を歓迎し、

二共同体間のさらなる信頼と相互関係の育成を支援するレドラ通りの開通を歓迎し、キプロスの人々による境界線の継続した通行の重要性を再確認し、他の通過地点の開通を奨励し、

適切な時期に特別アドバイザーを任命し、さらなる進展と進捗状況を安保理に通知し続ける、事務総長の意向を歓迎し

同島の治安状況および境界線沿いが概して安定しているとの事務総長の評価に留意し、両側を含む事件の総数の減少を歓迎し、緊張の高まりをもたらず、UNFICYPの移動の制限を含む、いかなる行動を回避することを両側に対して促し、

大規模な商業事業を含む、緩衝区域内での無許可の建設に対処するために国際連合と合意した調整取極を歓迎し、両側が国際連合によって用いられた1989年の覚書を受諾する場合

には緩衝区域の状況が改善されるとの事務総長の断固とした確信に同調し、

地雷除去活動を行うトルコ軍との合意を歓迎し、しかしながらすべての未解決の地雷原においてかかる活動の実施を認める、さらなる指針が合意されることを促し、2008年以降の地雷活動センターの基金が確保されておらずしかしこの作業が同時期以降も継続される必要があることを懸念しつつ留意し、

行方不明者委員会の重要な活動の進捗状況と継続を歓迎し、この過程が共同体の間の和解を促進する希望を表明し、

積極的かつ活発な市民社会が政治過程に必要不可欠であることに同意し、特に同島におけるすべての国際連合機関によるものを含む、二共同体間の接触および活動を促進するすべての取り組みを歓迎し、市民社会の積極的な従事と、経済および商業機関の間の協力の奨励を促進し、そのような接触におけるすべての障害を取り除くことを、両側に対して促し、

現地における発展と当事者の見解を考慮しつつ、UNFICYPの活動を注意深く精査し続け、認められた場合にはただちに、UNFICYPの職務権限、兵力の水準および活動の構想についてのさらなる調整を適宜、理事会に勧告として戻す、事務総長の重要性を再確認し、

新キプロス事務総長特別代表として **Tayé-Brook Zerihoun** の任命を歓迎し、前特別代表、**Michael Moller** の任務に対する事務総長の謝意に同調し、

また、キプロス政府およびギリシャ政府による、UNFICYPの資金への自発的拠出金に対する事務総長の感謝、ならびにほかの諸国および機関からのさらなる自発的拠出金への事務総長の要請に同調し、

すべての平和維持活動における HIV/AIDS およびほかの伝染病の予防および抑制について、平和維持要員に十分な注意を促す国際連合による取組を歓迎しまた奨励し、

1. 事務総長報告書における過去6カ月間の現地における進展の分析を歓迎する。
2. 当事者に対して、現在の契機に基づいて、より注意が必要な要因について可能な選択肢を用意しつつ、最大限可能な限り一致と不一致の分野を確定する取り組みを継続し、また3月21日の合意および5月23日の共同声明に沿って、十分に用意された交渉が迅速かつ円滑に開始されることを確保する活動を行うことを促す。

3. キプロスに関するすべての関連諸決議、とりわけ 1999 年 6 月 29 日の決議 1251 (1999) およびその後の諸決議を再確認する。

4. UNFICYP への完全な支援を表明し、職務権限を 2008 年 12 月 15 日終了までのさらなる期間延長することを決定する。

5. UNFICYP の職務権限を尊重しながら緊急事態として、未解決の問題に関する早期合意に達するために、緩衝区域の画定に関して、および国際連合の 1989 年了解覚書に関して、UNFICYP との調整において、両側に対して従事を継続することを求める。

6. トルコのキプロス側およびトルコ軍に対して、2000 年 6 月 30 日以前に存在していたストロビアにおける軍事状況へと回復することを求める。

7. 事務総長に対して 2008 年 12 月 1 日までに本決議の履行に関する報告書を提出し、安全保障理事会に対して必要に応じて事件に関して最新情報を継続して伝えることを要請する。

8. 性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するために UNFICYP によってなされている努力を歓迎し、事務総長に対して引き続き、これとの関連で必要なあらゆる策を講じ、安全保障理事会に情報を提供し続けることを要請し、兵力提供国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関与した場合には、懲戒処分などの行為により、全面的なアカウンタビリティを確保するため、懲戒処分その他の処分をとることを促す。

9. この問題に引き続き取り組むことを決定する。